

## 第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年5月21日(月)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 25大井<sup>おおい</sup>一司<sup>かずし</sup>・26笠井<sup>かさい</sup>克己<sup>かつみ</sup>・27鈴木<sup>すずき</sup>照正<sup>てるまさ</sup>・28田口<sup>たぐち</sup>慶則<sup>よしのり</sup>  
29堀川<sup>ほりかわ</sup>忠重<sup>ただしげ</sup>・30諸戸<sup>もろと</sup>善昭<sup>よしあき</sup>・31田中<sup>たなか</sup>竹次<sup>たけつぐ</sup>・33守山<sup>もりやま</sup>孝之<sup>たかゆき</sup>  
35池田<sup>いけだ</sup>昌司<sup>まさし</sup>・36森田<sup>もりた</sup>正孝<sup>まさたか</sup>・37赤堀<sup>あかほり</sup>嘉夫<sup>よしお</sup>・38中川<sup>なかがわ</sup>和雄<sup>かずお</sup>  
39萩野<sup>はぎの</sup>忠司<sup>ただし</sup>・40向田<sup>むかいだ</sup>忠美<sup>ただみ</sup>・42片岡<sup>かたおか</sup>真郁<sup>まさいく</sup>・48渡邊<sup>わたなべ</sup>晃一<sup>てるかず</sup>

以上16名

欠席部会委員 32長谷川<sup>はせがわ</sup>博<sup>ひろし</sup>

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 31田中<sup>たなか</sup>竹次<sup>たけつぐ</sup>・33守山<sup>もりやま</sup>孝之<sup>たかゆき</sup>

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農業生産法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)  
議案第5号 非農地証明願について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 早速始めさせていただきますが、本日欠席委員は長谷川委員お一人でございます。
- それでは、第5回第2農地部会を開会させていただきます。
- 本日、議事録署名議員を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。
- 31番 田中委員・33番 守山委員、両人よろしくお願い致します。
- それから、本部会に付議されました議案については、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願い致します。
- まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。事務局、お願いします。
- 事 務 局 こんにちは。事務局の市川と申します。座って説明をさせていただきます。
- 議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
- 番号1、地区 波瀬、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬大法田\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,080㎡。
- これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。
- その他、2番から5番についても同じく利用権設定を合意解約したものでございます。
- 以上、件数は5件で6,637㎡、その内訳内容は、田6,119㎡、畑518㎡でございます。
- 恐れ入ります、2ページをお願いします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
- 番号1、地区 榊原、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 榊原町カヤウ\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 993㎡、外9筆でございます。合計 6,191㎡、取得年月日 平成23年7月20日、取得事由は\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。
- 番号2、地区 大井、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 一志町大仰荒井\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,075㎡、外、4ページにかけまして29筆でございます。合計 14,327㎡、取得年月日は平成23年8月8日、取得事由は\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。
- すみません、4ページをお願いします。
- 番号3、地区 高岡、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 一志町井関神場\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 274㎡、外4筆で、合計 3,649㎡、取得年月日は平成23年6月11日、取得事由は\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。
- 以上、件数は3件で24,167㎡、内容は田14,426㎡、畑9,741㎡でございます。
- 次に、5ページをお願いします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 川方町里ノ内 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 181 m<sup>2</sup>、外1筆で、合計 1, 358 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、申請者は申請地に共同住宅の建設および関連する駐車場を整備しようとするものでございます。

報告は以上1件で、1, 358 m<sup>2</sup>、内容は畑1, 358 m<sup>2</sup>でございます。

次に、6ページをお願いします。

報告第4号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 野菜、耕作面積 畑0.86 ha、合計 0.86 ha。

報告案件は以上でございます。組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されるところでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局

恐れいたします、7ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1から番号3まで関連しておりますので、一括してご説明させていただきます。

まず、番号1、地区 久居、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 2, 239 m<sup>2</sup>、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積 2, 867 m<sup>2</sup>、申請地 戸木町高川原 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 714 m<sup>2</sup>。

番号2、地区 久居、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 2, 239 m<sup>2</sup>、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積 3, 140 m<sup>2</sup>、申請地 戸木町高川原 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 661 m<sup>2</sup>。

番号3、地区 久居、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 2, 239 m<sup>2</sup>、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積 5, 161 m<sup>2</sup>、申請地 戸木町高川原 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 315 m<sup>2</sup>。

この番号1から番号3につきましては、兼業により営農を縮小しようとする譲渡人より、譲受人が経営する会社の従業員の雇用のための農業参入を検討しているところでございます。そのため、まず譲受人が申請地を譲り受け、経営を拡大し、めどが立てば農業参入に取り組みたいというものでございます。

番号4、地区 大三、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 なし、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積 8, 431 m<sup>2</sup>、申請地 白山町三ヶ野大円 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 419 m<sup>2</sup>、外5筆で、合計 6, 934 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、県外在住で耕作困難なため営農縮小しようとする譲渡人が、新規就農を希望する姉である譲受人に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 下之川、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 8, 368.62 m<sup>2</sup>、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積 591 m<sup>2</sup>、申請地 美杉町下之川中津 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・

現況地目とも畑、面積 125㎡、外1筆で、合計 591㎡。

これにつきましては、譲渡人が農業経営規模の縮小及び遠方に転出し耕作が困難になりましたため、経営を拡大しようとする譲受人に譲り渡しをしようとするものでございます。

以上で合計件数は5件、合計 10,215㎡、その内容は、田6,515㎡、畑3,700㎡でございます。

以上、議案第1号のいずれの案件につきましても、農業をまじめに行い、また農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1、2、3番とお願いします。

大井委員 25番 大井です。1・2・3番まとめて説明させていただきます。  
この3カ所については、4月に現地を確認したということで、場所的には、  
\_\_\_\_\_の南側の雲出川の堤防の間に戸木地区の畑があるんですけども、それのちょうど西のほうの部分に当たります。この3筆、これは固まった場所になっています。  
詳細については、事務局の説明のとおりで特に問題はないものと思われまので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。4番お願いします。

森田委員 36番、森田です。去る14日の午後、本庁から会長、部会長、本庁事務職員、それから地元委員が3名、地元事務局員2名で現地確認をさせていただきました。  
場所につきましては、国道165号線、グリーンロードがぶつかって\_\_\_\_\_がありますが、それから北へ向いて亀山に向かって約2.2kmほど行ったところに、交差して市道の三ヶ野線、並行して三ヶ野川があるんですが、その交差したところから\_\_\_\_\_へ行ったところなんです。そこで、同心円200m以内にその6筆がございまして、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。ご審議していただきますようによろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。5番お願いします。

向田委員 5月11日に確認させていただきました。現場は茶畑でございます。  
あとは事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>  
議長 よろしいですか。それでは、お諮りさせていただきます。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、8ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町貝下\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 29㎡、外1筆で、合計 250㎡。

これにつきましては、申請者が畑を営む一角に物置を建設しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_番、台帳地目は畑、現況地目 宅地・面積136㎡、外5筆で、合計 1,027㎡。

これにつきましては、平成8年、先代において分家のために申請地に居宅を建築し庭園を増設してしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で1,277㎡、その内訳は、畑でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

鈴木委員 1番と2番を説明させていただきます。

去る14日の日に委員6名と事務長等2名で現地確認を行いました。

1番のほうは、国道沿いに\_\_\_\_\_があるんですけども、その南、大体5・600m南側で、貝下という集落になります。本屋の東へ物置をつけるということですので、何ら問題はないかと思えますし、詳細については事務局のとおりでございます。

2番ですけども、今のほうは国道165号線下っていただきまして白山のほうへ向かって左が雲出川のほうで、橋があるんですけども、その500mぐらい手前で、ちょうど集落の真ん中に当たります。何ら問題はないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号について許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、9ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大三、譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野大円 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 373㎡、外9筆で、合計 1,497㎡でございます。

これにつきましては、申請地地目は田畑であったものの、昭和46年ころ、当時耕作を行われていた親族が死亡し、以来、耕作者不在により農地法転用許可を受けずに植林をしてしまったもので、今般、姉である譲受人に譲り渡そうとするものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で1,497㎡、その内訳は田373㎡、畑1,124㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員の方のご意見をお伺いします。

森田委員 36番、森田です。去る14日の日に、会長、部会長、本庁事務職員、それから地元委員3名、総合支所事務局員2名で、現地確認をさせていただきました。

先ほども言いましたように場所につきましては、国道165号線、\_\_\_\_\_から亀山へ向かって2.2km行ったところに今も言いました市道三ヶ野線、並行して三ヶ野川、そこのところを\_\_\_\_\_へ200m行ったところ、その同心円110m以内に2筆がございまして、もう一つはその交差したところからなおかつ亀山へ向かって500mぐらい行って、その道から約300m西側のところでございます。

内容につきましては事務局説明のとおりでございますので、ひとつよろしくお願いたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

それでは、皆さん方、何かご意見はないですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を許可いたします。  
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。  
事務局、説明願います。

事務局 失礼します。恐れ入ります、10ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町中川原\_\_\_\_\_番地、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 796㎡、外1筆で、合計 1,344㎡。

これにつきましては、貸し人及び貸し人の亡父は昭和44年ころから申請地において、地目は畑であったものの農用地転用許可を受けず砂利採取等の事業を営業してきたもので、今般、事業を継承する借り人によりコンクリートプラントの資材置き場として転用許可申請を行おうとするものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。平成23年12月13日付で農用地除外の許可を受けております。

番号2、地区 栗葉、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町貝下\_\_\_\_\_番地、台帳地目・現況地目とも畑、面積 469㎡。

これにつきましては、借り人は、現在、市内で借家住まいをしています、子供の成長を考え、父である貸し人の申請地を借り、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野小角\_\_\_\_\_番地、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 230㎡。

これにつきましては、借り人は、現在、市内で借家住まいをしています、子供の成長を考え、祖父である貸し人の申請地を借り、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。

なお、申請地は平成16年ころより農用地転用許可を受けずに自家用車の駐車場として活用してきましたが、この件につきましては始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で2,043㎡、その内容は田230㎡、畑1,813㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

大井委員 25番、大井です。今月14日の日の午後に会長始め、部会長、本庁の方と現地確認、午後に行ってまいりました。  
 場所は先ほど言いました\_\_\_\_\_南側の堤防の間の\_\_\_\_\_の生コンのプラントがありますが、そのプラントの北側、道路を挟んで北側に当たります。  
 これまでその周りの農地の方も何も苦情もなく来ております。  
 詳細については事務局説明のとおりで、特に問題はないものと思われまので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願ひします。

鈴木委員 27番、鈴木です。場所は、2号議案で説明させていただいた場所と同じです。その\_\_\_\_\_さんが物置を建てられたその北側へ住宅を建てられるということで、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議のほどお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。3番お願ひします。

田中委員 31番、田中です。14日の日に、守山、田中と、それから事務局2名で現地確認をさせてもらいました。  
 場所については、ここから北向いて1kmぐらい高岡の高野よりのところなのですが、内容については事務局の説明どおりでございます。  
 また、下水路等々の管理もきちっとされておりますので問題はないかと思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。  
 いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について許可したいと思ひますが、これにご異議はございませぬか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号を許可いたします。  
 続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。  
 それでは、事務局、説明願ひます。

事務局 11ページをお願ひします。  
 議案第5号 非農地証明願についてでございます。  
 番号1、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷\_\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 78㎡、外1筆、合計面積131㎡。  
 これにつきましては、申請地は昭和51年8月27日に新設道路敷地用地として当時の久居市に売却した田の残地部分であり、道路完成後は道路法面の一部及び未利用地として今日に至ってきておるものでございます。



道路建設後20年以上経過しておりますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号に掲げる要件に該当しております。

番号2、地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻り \_\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 39㎡。

これにつきましては、申請地は昭和52年2月に建設業を営む作業現場への進入路として、また昭和55年3月、自宅建設後は宅地の一部として使用してきているものでございます。

自宅等建設後20年以上経過していると判断されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号に掲げる要件に該当しております。

番号3、地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 109㎡、外2筆で、合計 260㎡。

これにつきましては、申請地は地目畑であるものの、50年以上も前から隣接する自宅の庭として一体的利用を図ってきたものでございます。

始末書の提出もあり、また、申請地が農地以外の用に供されてから20年以上経過していると判断されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号に掲げる要件に該当しております。

番号4、地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 71㎡、外1筆で、合計 156㎡。

これにつきましては、番号3の願出者の事案と同様、申請地は地目畑であるものの、50年以上も前から隣接する自宅の庭として一体的利用を図ってきたものでございます。

始末書の提出もあり、また申請地が農地以外の用に供されてから20年以上経過していると判断されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号に掲げる要件に該当しております。

番号5、地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野南浦 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 277㎡。

これにつきましては、申請地は地目畑であるものの昭和30年ころから倉庫を建設し現在に至ってきたもので、申請地が農地以外の用に供されてから20年以上経過していると判断されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号に掲げる要件に該当しております。

以上、件数は5件で863㎡、その内訳は、田が170㎡、畑が693㎡でございます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

田口委員 28番、田口です。今月14日に現地確認しましたがけれども、これ、結局もう残地でございます。78㎡とか30㎡とかわずかな面積です。事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番お願いします。

鈴木委員 27番、鈴木です。2番、3番、4番と説明させていただきます。  
2番のほうですけれども、国道165号線の道路の信号がありまして、その \_\_\_\_\_ の信号から県道一志出家線を一志のほうへ行きまして、大体500

mから800mぐらいのところですが、そこで左側にあるわけですが、\_\_\_\_の改修に伴う用地買収の道路拡張とかそういう面の関係ですので、よろしくご審議をお願いいたします。

そして、3番ですが、2号議案の2のほうで説明させていただきました、場所は同じ、前は南側でしたが今度は北側になって、以前住宅があるところの、現状としては庭になつとるわけですが、それを今度4番の\_\_\_\_さんと分筆して購入されるということですので、そして集落の中にある何ら問題のないところですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。5番お願いします。

守山委員 33番、守山です。14日の日に、委員2名と職員2名で願出者の説明を受けたわけでございます。

場所は津市一志町片野と松阪市嬉野平生町のちょうど境界に当たる場所です。

あとは事務局の説明どおりになります。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を証明いたします。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼します。別紙、津市農用地利用集積計画をお願いします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

表紙を1枚めくっていただいた集計表をごらんいただきたいですが、まず、右下の合計欄に掲げてありますように、今月は総合計で41件83,838㎡の集積がございました。その内容は、賃貸借と使用貸借及び所有権移転でございます。

地区別の状況を一番下の合計欄でご説明いたします。

まず、久居地区は9件で31,721㎡、その内訳は田が30,376㎡で畑が1,345㎡でございます。

一志地区は21件で27,192㎡、その内訳は田が26,108㎡、畑が1,084㎡でございます。

白山地区は10件で19,706㎡、その内訳は田19,161㎡、畑545㎡でございます。

美杉地区は1件で5,219㎡、その内訳は田が5,219㎡でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借及び所有権移転を合わせまして80,864㎡。畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて2,974㎡で、総合計が41件、83,838㎡となっております。

賃貸借、使用貸借及び所有権移転の内訳はご覧の表のとおりでございます。

また、認定農業者への集積状況は18件で、53,194㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいただきました。ありがとうございます。

これをもちまして、第5回第2農地部会を閉会します。

午後2時55分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年5月21日

議長

出席委員

出席委員